

東日本大震災により避難されてきた高齢者の方々の 軽費老人ホームへの受入支援について

島根県では、東日本大震災により被災された高齢者の方が、避難して県内の軽費老人ホームに入所された場合に、利用料の一部を減免し、当面の生活を支援します。

対象者

東日本大震災に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村及びこれに準ずる区域（政令で定める「特定被災区域」）における被災者等で、島根県に避難し、県内の軽費老人ホームに入所された高齢者が対象となります。

※入所要件等は、島根県軽費老人ホーム設置運営指導指針によります。

※県内の公民館等の避難所、親類宅や知人宅、ホームステイなどで、一時避難している方でも、その後、軽費老人ホームへ入所した時点で対象となります。（入所人数には限りがあります。）

減免対象

上記の対象者については、軽費老人ホームの入所者が負担すべき毎月の利用料のうち、次の金額を軽減します。

- ① サービスの提供に要する利用料…全額免除
- ② 居住に要する利用料…28,000 円（ただし、入所する施設の設定額を上限）
負担軽減額⇒月額 10,000 円～38,000 円

これら以外の利用料（食費及び光熱水費等 47,000 円程度）は全額自己負担となります。

※施設が免除する①及び②については、県から直接施設に対して助成します。

減免の期間

平成 24 年 3 月末まで（平成 24 年 4 月以降は、現行制度により継続入所が可能な場合もあります）

その他

- ① 次の被災確認・本人確認（次のいずれか）ができる書類が必要です。
 - ・罹災証明書、ない場合は「面談」による状況確認（後日、罹災証明書提出）
 - ・運転免許証や健康保険証など本人及び被災住所地在確認できるもの
- ② 「受入被災者生活支援金」との併給は可能です。

お問い合わせ先

島根県健康福祉部高齢者福祉課 施設サービスグループ

電話：0852-22-5798

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分